

認可外保育施設を
利用している方へ

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町から、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - (注1) 認可外保育施設を利用し、「保育の必要性の認定」を受けた方が無償化の対象となります。
 - (注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市町にご確認ください。
※磐田市の「保育の必要性の認定」の要件については裏面をご確認ください。
 - (注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。
 - (注) お住まいの市町の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、お住まいの市町に申請することが必要です。
- 都道府県等に届出をした認可外保育施設 に加え、
 - (一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。
 - (注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市町によって異なる場合があります。お住まいの市町にご確認ください。

新2号または新3号認定の要件（保育を必要とする事由）

新2号または新3号の認定を受けられるのは、保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」1～8のいずれかに該当し、お子さんを保育できない場合です。

保育を必要とする事由		保護者の状況	認定期間（利用できる期間）
1	就労	月64時間以上就労している	就労が継続している期間
2	妊娠・出産	出産前後	出産予定月の前後2か月間 ※1
3	疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、障がいがある	疾病等が回復するまで
4	介護・看護	親族を常時介護、または看護している	介護・看護の必要がなくなるまで
5	災害復旧	火災などの災害の復旧に当たっている	復旧が完了するまで
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	効力発生日から90日を経過する日の月末 ※2
7	就学	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合	卒業予定日の月末
8	虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※1 認定期間終了後の預かり保育は、無償化の対象にはなりません。

※2 認定期間内に月64時間以上勤務の条件を満たす「就労（内定）証明書」を提出してください。

※保育の必要性の認定を受けていない場合、お住まいの市町に申請が必要です。

※請求・支払いの時期など、手続の詳細については、後日ご案内します。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。



<お問い合わせ先>

磐田市 こども部 幼稚園保育園課
運営支援グループ

TEL0538-37-2754